

## 青谷地域「魅力・輝き発掘」公募事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青谷地域「魅力・輝き発掘」公募事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光事業の健全なる伸展を目的に実施する、青谷地域「魅力・輝き発掘」公募事業の経費を補助することにより、円滑な事業の推進を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、青谷地域の風土資産等を活用し、観光振興を目的に開催する公募事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の補助対象となる者は、補助対象事業を実施する団体とし、公募による募集の上、審査により決定する。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1事業あたり200,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の交付)

第7条 規則第11条のただし書きの規定に基づき、本補助金は概算払により交付することが出来るものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月6日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

別表（第5条関係）

区分	事業種別	補助金の額
Aタイプ	入場料、参加費等（実費弁償を除く。以下同じ。）の収入が見込めない事業	補助対象事業に係る経費に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）
Bタイプ	入場料、参加費等の収入が見込める事業	補助対象事業に係る経費から本補助金以外の収入（入場料及び参加費等の特定財源として経費に充当されるもの）を控除した額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）

様式第1号（第6条、第10条関係）

青谷地域「魅力・輝き発掘」公募事業計画（報告）書

1 団体名等

団体名		代表者 氏名	
団体所在地		電話番号	
		会員数	

2 事業実績

事業名			
実施場所			
事業内容	事業目的 及び効果		
	実施期間		
	具体的な内容		
	その他特筆 すべき事項		

様式第2号（第6条、第10条関係）

青谷地域「魅力・輝き発掘」公募事業収支予算（決算）書

収入の部

費目	金額（円）	内訳
市補助金		
合計		

支出の部

費目	金額（円）	内訳
合計		